

○天城町U I ターン起業家支援補助金交付要綱

令和2年3月31日要綱第45号

天城町U I ターン起業家支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町の定住人口の増加を促進するため、U I ターン者で新たに創業する起業家を支援し、町内定住による地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) U I ターン 進学、就職などのために町外において居住していた町内出身者が、定住の意思を持って再び転入すること、又は町外出身者が定住の意思を持って転入すること。

(2) 起業家 新たに創業を計画し、実際に事業に着手する者

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、U I ターン者で本町において新たに創業する起業家であって、次の各号に該当するものとする。

(1) 本町に住民登録を行った日から5年以内の者で、町内で起業する者

(2) 町税等（町において賦課された町県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税等、各種使用料等をいう。）の滞納がない者

(3) 申請日に本町に在住（住民登録）している者で、申請日において満20歳以上の者及び5年以上継続してその事業を展開する見込みのある起業家

(4) 町内業者との請負契約及び備品購入を行う者。ただし、契約内容及び備品内容によっては、その限りでない。

(5) 町長が特別に認めた者

2 次の各号に該当する者は、補助金交付対象者から除くこととする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある起業で、町が支援を行なうことが適当でないと認められるもの

(2) 法人において、社名又は代表者変更で事業する者

(3) 親に代わって、子又は親族が経営者となる者

(4) 仮設テント、仮設店舗で事業しようとする者

(5) 貸金業を営もうとする者

(6) 天城町暴力団排除条例（平成24年6月19日条例第12号）第2条第1項第4号及び第5号に該当する者

(7) その他町長が適切でないと判断する事業をしようとする者

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、創業等の際に必要な経費で、別表に定める経費とする。

2 補助金の額は、対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度とする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、天城町U I ターン起業家支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の添付書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 創業計画書（様式第2号）

- (2) 収支計画書（様式第3号）
- (3) 町税等完納証明書
- (4) 住民票の写し（本籍、筆頭者は省略）
- (5) 創業経費の見積書（請負契約書の写し、購入備品等の見積書の写しなど）
- (6) その他町長が必要と認める書類
（交付決定及び通知）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助の可否を決定し、天城町U I ターン起業家支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

2 町長は、必要があると認めるときは、天城町商工会の意見を聴くものとする。
（報告又は調査）

第7条 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は担当職員に調査させることができる。
（実績報告等）

第8条 申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに天城町U I ターン起業家支援補助金実績報告書（様式第5号）に次の添付書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 創業経費の領収書（工事、購入備品などの領収書）
- (2) 創業に係る完成写真（工事前後の写真、備品購入写真など）
- (3) 賃貸借契約書の写し（必要な場合のみ）
- (4) その他町長が必要と認める書類
（補助金の確定）

第9条 町長は、実績報告書の提出があったときは、その内容及び補助事業が完了したことを確認の上、補助金の額を確定し、天城町U I ターン起業家支援補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。
（補助金の請求）

第10条 交付決定者は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、天城町U I ターン起業家支援補助金交付請求書（様式第7号）により、町長に補助金の交付請求を行うものとする。

2 補助金の交付は口座振込みによるものとし、振込先は交付決定者名義の口座に限るものとする。
（補助金の交付）

第11条 町長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、交付決定者に対して補助金を交付するものとする。
（決定の取消及び返還）

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他町長が不相当と認めたとき。
（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日要綱第3号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費
創業に伴う下記の経費 ・ 店舗等の建築に係る工事費用 ・ 店舗等の改築又は改修に係る工事費 ・ 設備費 ・ 空店舗、駐車場等の賃借料 ・ 開業に伴う広告宣伝費 ・ 備品購入費 ・ その他町長が必要と認める経費

様式第1号(第5条関係)

天城町U I ターン起業家支援補助金交付申請書

年 月 日

天城町長 殿

申請者

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

天城町U I ターン起業家支援補助金の交付を受けたいので、天城町U I ターン起業家支援補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 補助金交付申請額 金 _____ 円

2. 添付書類

- (1) 創業計画書(様式第2号)
- (2) 収支計画書(様式第3号)
- (3) 町税等完納証明書
- (4) 住民基本台帳の住民票の写し
- (5) 創業経費の見積書
- (6) その他町長が必要と認める書類

様式第2号(第5条関係)

創業計画書

氏名 (法人は代表者)			
住所	〒 ー		
電話番号			
法人名 (法人の場合)			
事業所 (予定地)	事業所名		
	事業所所在地		
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
経歴			
法律に基づく 資格等	名称	番号	取得年月日
特許等	(具体的内容)		
<p>私(申請者)は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 信用保証協会に対する求償債務者又は連帯保証人になっていません。 2. 現在、差押、仮差押、破産、再生、会社整理、競売等の法的手続きを受けていません。 3. 現在、公租公課を滞納していません。 4. 現在、銀行取引停止処分を受けていません。 <p style="text-align: right;">署名 _____ ㊟</p>			

様式第3号(第5条関係)

収支計画書

(1) 収入

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
自 己 資 金	円	
補 助 金	円	
そ の 他	円	
合 計	円	

(2) 支出

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
合 計	円	

※必要に応じ金額の内訳がわかる書類を添付すること。

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

天城町U I ターン起業家支援補助金交付実績報告書

天城町長 殿

補助事業者

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

年 月 日付け 第 号により、交付決定を受けた天城町U I ターン起業家支援補助金について、対象事業が完了したので、天城町U I ターン起業家支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付決定額 _____ 円

2. 補助事業に要した経費 _____ 円

3. 補助事業完了年月日 _____ 年 月 日

4. 添付書類

- (1) 創業経費の領収書(工事、購入備品などの領収書)
- (2) 創業に係る完成写真(建築又は改築、改修等の工事を行う場合は工事前後の写真、購入した備品の写真など)
- (3) 賃貸借契約書の写し(必要な場合のみ)
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第7号(第10条関係)

年 月 日

天城町UIターン起業家支援補助金交付請求書

天城町長 殿

申請者

住所 _____

氏名 _____ ㊟

年 月 日付け 第 号で交付確定された、天城町UIターン
起業家支援補助金を、次のとおり請求します。

請求額 金 _____ 円

振込先	
金融機関名	
支店名	
口座種別 (○で囲む)	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	